

渡名喜村議会議員選挙

公費負担の手引き

渡名喜村選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、渡名喜村議会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作製にかかる選挙運動費用の一部を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

各候補者及び候補者と有償契約を締結した業者等は、この手引きを参照し、間違いのないように十分にご留意いただき、適正に手続きをしてください。

なお、公職選挙法第93条第1項の規定により供託物を没収された方については、公費負担を受けることができませんので、ご注意ください。

提出先

渡名喜村選挙管理委員会事務局

〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3

[TEL:098-989-2222](tel:098-989-2222)

FAX:098-989-2313

目次

1	公費負担の対象とその限度額	1
2	公費負担手続きの流れ	3
3	公費負担の手続き	5
	(1) 有償契約の締結	5
	(2) 契約の届出	7
	①届出に必要な書類	
	②届出時期	
	③届出先	
	④契約の変更届	
	(3) 確認申請書の提出	8
	①確認申請に必要な書類	
	②確認申請について	
	③提出先	
	④確認書の交付	
	⑤確認書の提出	
	(4) 証明書の作成・提出	9
	①提出する書類	
	②証明書の作成	
	③提出先	
	(5) 費用の請求	10
	①請求に必要な書類	
	②請求書の作成	
	③支払い	
	④費用の請求制限	
4	参考資料	
	記載例 1	12
	レンタカー・燃料・運転手との契約による場合	
	記載例 2	13

選挙運動費用ビラ作成契約

記載例 3 14

選挙運動用ポスター作製契約

記載例 4 15

契約変更届出書

委任状

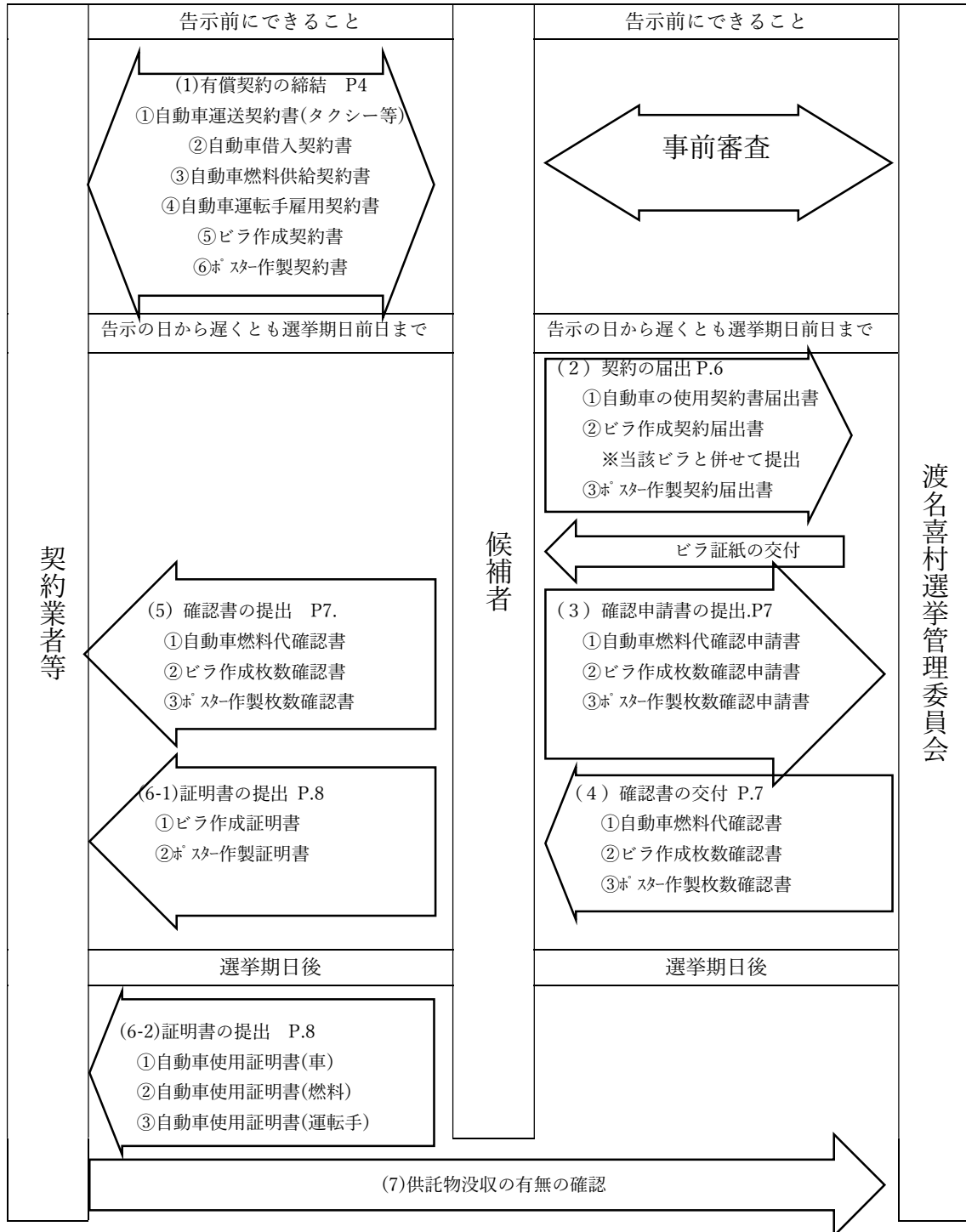
1 公費負担の対象とその限度額

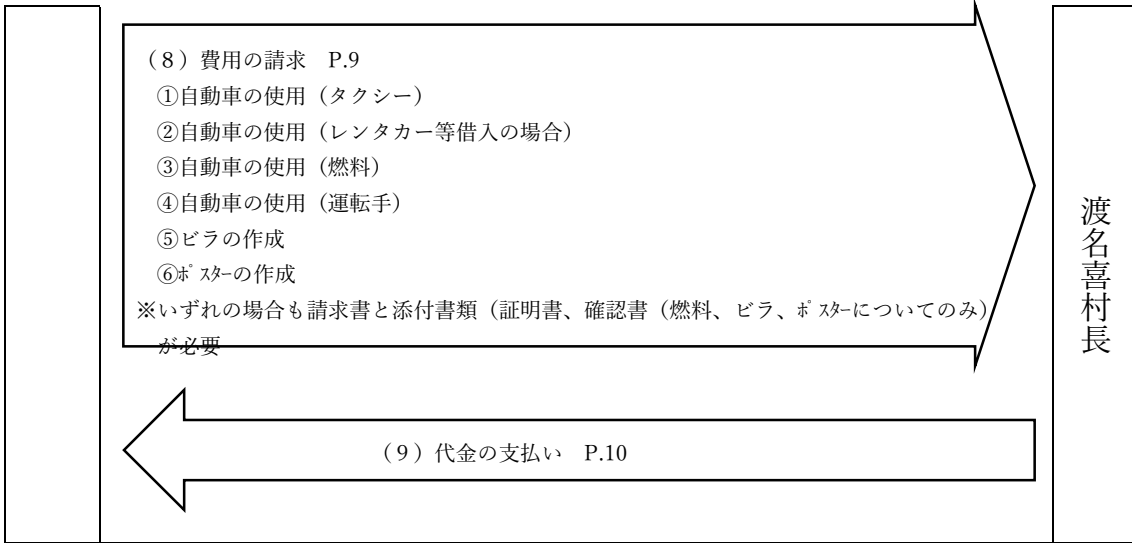
公費負担の対象		公費負担の限度額			
選挙運動用自動車	(1)一般運送契約 (タクシー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり 64,500円 ・ 5日分計 322,500円 		
	(2)その他の契約	1 自動車借り上げ契約 (自動車のみをレンタル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり 15,800円 ・ 5日分計 79,000円 	①契約の相手が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業としている場合に限る。 ②選挙運動期間中、同一の日において(1)及び(2)のいずれもの契約が締結されている場合、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみである。 ③看板作成(取付け)費や拡声器の借入れ代金等は、公費負担の対象外となる。	
		2 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料代金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 7,560円×選挙運動の日数 ・ 5日分計 37,800円
		3 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1台に限る)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日あたり 12,500円 ・ 5日分計 62,500円

(1)・(2)の契約は候補者の選択

<p style="text-align: center;">選挙運動用ビラ</p>	<p>作成単位(右に示した単価の限度額 7 円 51 銭に、当委員会の確認を受けたビラ作成枚数(法定枚数 1,600 枚以内)を乗じた金額(1 円未満は切り上げ)</p> <p>※当該ビラについては法定枚数内で 2 種類までとし、当委員会に選挙運動用ビラとして届出が必要。</p> <p>※選挙運動用ビラは、次に掲げる方法以外の方法では頒布できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞折込による頒布 ・候補者の選挙事務所内における頒布 ・個人演説会の会場内における頒布 ・街頭演説の場所における頒布 	<p>・ 7 円 51 銭 × 1,600 枚 = 12,016 円</p>
<p style="text-align: center;">選挙運動用ポスター</p>	<p>作成単位(右に示した式より算出した単価の限度額以内)に、当委員会の確認を受けたポスター作製枚数(ポスター掲示場数以内)を乗じた金額</p> <p>(参考)</p> <p>村内ポスター掲示場 6 ヲ所</p>	<p>・ 1 枚あたり</p> <p>525 円 6 銭 × ポスター掲示場数 + 316,250 円 ÷ ポスター掲示場数 = 単価の限度額 5,256 円</p> <p>5,256 円 × 6 枚 = 31,536 円</p>

2 公費負担手続きの流れ





3 公費負担の手続き

この制度は、渡名喜村議会議員選挙において、候補者と契約業者等との間で締結された、①選挙運動自動車の使用 ②選挙運動用ビラの作成 ③選挙運動用ポスターの作成の有償契約については、それぞれ条例に定められた範囲内で、かつ、供託物が没収されない候補者に対して渡名喜村が候補者と直接契約を行った業者等に対して、その費用をお支払いするものです。

以下、各手続きについて説明します。

(1) 有償契約の締結

【①選挙運動用自動車にかかる契約】 候補者  契約業者等

契約の種類として次のア・イの二つの方法があり、候補者において選択することになります。

ア 一般運送契約

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、タクシー、ハイヤー等の借上契約をいいます。

イ その他の契約

①自動車の借上（レンタカー等） ②燃料の供給 ③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。

【注】

※ これらの契約の場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業としている場合に限ります。

※ 運転手の雇用契約の場合、報酬額に制限があり、次の額を超えて契約することはできませんので、ご注意ください。

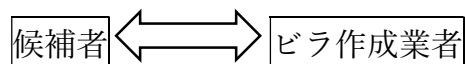
・基本日額・・・・・・・・・・10,000 円

・超過勤務手当・・・・・・・・・・1日につき 5,000 円

したがって、1日に支給できる最高報酬額は 15,000 円です。

※公費負担できる限度額は 1日 12,500 円です。

【②選挙運動用ビラ作成にかかる契約】



公費負担の対象となるのは、ビラ作成業者とビラの作成に関し、有償契約にした場合に限られます。

経費の支払いは、1枚あたりの単価に、村選管が確認した枚数に応じて算出した金額となります。したがって当該ビラ作成業者とは別の業者とビラの企画、写真撮影等の契約を行っていた場合、その経費は支払はできませんので、ビラ作成業者との契約はそれらを全て含んだものにしてください。

また、単価が異なる2種類のビラを作成される場合は、異なる単価ごとに契約書を作成してください。

【③選挙運動用ポスター作製にかかる契約】



公費負担の対象となるのは、ポスター作成業者とポスターの作成に関し、有償契約にした場合に限られます。

経費の支払いは、1枚あたりの単価に、村選管が確認した枚数に応じて算出した金額となります。したがって当該ポスター作成業者とは別の業者とポスターの企画、写真撮影等の契約を行っていた場合、その経費は支払はできませんので、ポスター作成業者との契約はそれらを全て含んだものにしてください。

また、単価が異なる2種類のポスターを作成される場合は、異なる単価ごとに契約書を作成してください。

〈契約書の作成について〉

契約書の内容は、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約額等のほか、候補者との契約意思が明記されていることが必要です。

なお、契約書の用紙は下記区分に従い、別紙「公費負担にかかる契約書」をご使用ください。

①選挙運動用自動車にかかる契約

ア 一般運送契約（タクシー等の契約）

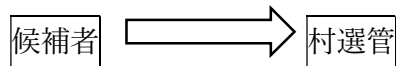
イ その他の契約（レンタカーの契約）

（燃料の契約）

②選挙運動用ビラ作成にかかる契約

③選挙運動用ポスター作製にかかる契約

(2) 契約の届出



この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結したときはその届出をする必要があります。

① 届出に必要な書類（各1部）

【①選挙運動用自動車の使用契約届出書】

ア 一般運送契約（タクシー等の契約）

イ その他の契約（レンタカー、燃料、運転手の契約）

【②選挙運動用ビラ作成契約届出書】

【③選挙運動用ポスター作成契約届出書】

※届出書には、それぞれ個別の契約書の写しを添付してください。

② 届出時期

- ・立候補の届出前に契約を締結された場合・・・立候補届出時
- ・立候補の届出後に契約を締結された場合・・・契約締結後ただちに

③届出先 渡名喜村選挙管理委員会

④契約の変更届

契約締結の届出をした後に、届出事項に変更が生じた場合はただちに契約変更届を提出してください。

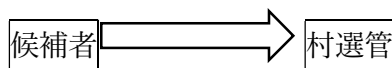
【①選挙運動用自動車の使用契約変更届出書】

【②選挙運動用ビラ作成契約変更届出書】

【③選挙運動用ポスター作製契約変更届出書】

※契約変更届出書には、新たな契約書の写しを添付してください。

(3) 確認申請書の提出



公費負担に際し、①選挙運動用自動車のうち、自動車の燃料代、②選挙運動用ビラ作成枚数、③選挙運動用ポスターの作製枚数については、公費負担対象となるものであることを村選管が確認を行うための確認申請書の提出が必要です。

① 確認申請に必要な書類

【①選挙運動用自動車燃料代確認申請書】

【②選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書】

【③選挙運動用ポスター作製枚数確認申請書】

② 確認申請について

- ・申請に対して確認書を交付しますので、確認申請書は候補者またはその代理人が直接持参してください。
- ・なお、この申請ができるのは、(2)の契約の届出をしたものに限られます。(契約締結の届出と同時に行うことも可能です。)
- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・申請書には、すでに確認を受けた(または確認申請中の)金額あるいは枚数を記載する必要がありますので、申請書の控え(写し)をとって保管しておいてください。

③提出先 村選管

④確認書の交付

```
graph LR; A[村選管] --> B[候補者]
```

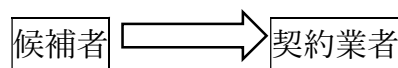
村選管の確認後、それぞれについて「確認書」を交付します。

⑤確認書の提出

```
graph LR; A[候補者] --> B[契約業者等]
```

交付を受けたときは、ただちに「確認書」をそれぞれの契約業者等に提出してください。
(「確認書」は、契約業者等が村選管に対し費用請求する際に添付していただきます。)

(4) 証明書の作成・提出



候補者が、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作製を公費により行うときは、候補者は次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を提出しなければなりません。

① 提出する書類

【①選挙運動用自動車使用証明書】

- ア 一般運送契約
〈タクシー会社等との契約〉
- イ その他の契約
〈自動車の借入れ〉
〈燃料の購入〉
〈運転手の雇用〉

【②選挙運動用ビラ作成証明書】

【③選挙運動用ポスター作製証明書】

② 証明書の作成

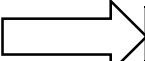
上記の証明書は各契約ごとに作成してください。

③ 提出先

各契約締結業者等

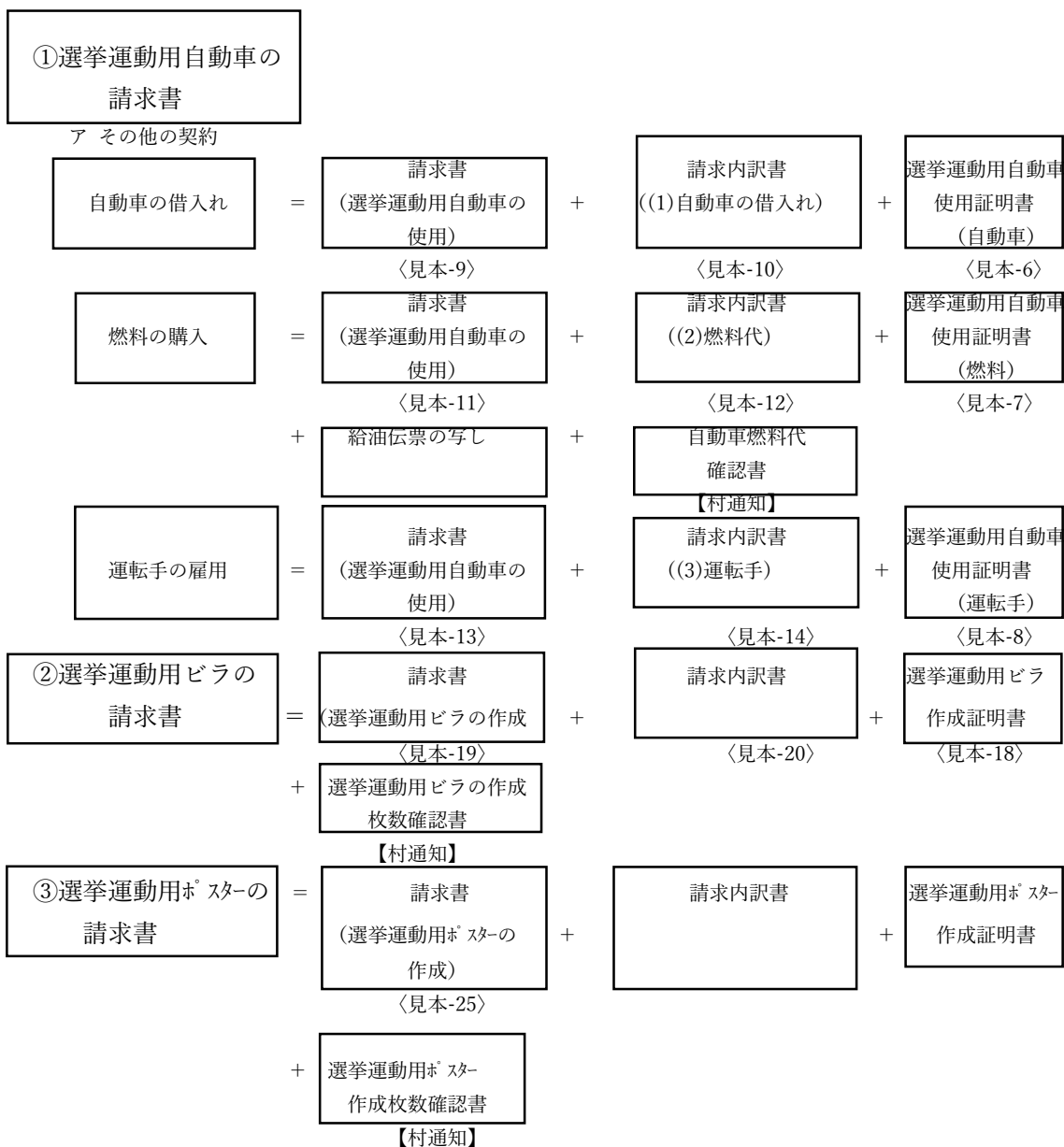
(「証明書」は、契約業者が渡名喜村に対し費用請求する際に添付していただきます。)

(5) 費用の請求

契約業者等  渡名喜村長

契約業者等は、施挙期日後、当該候補者が供託物を没収されないことを確認の上、次により請求書・請求内訳書を作成し、渡名喜村長あてに提出してください。(提出先の窓口は渡名喜村選挙管理委員会事務局です。)

① 請求に必要な書類



② 請求書の作成

上記の各区分に従い、請求書は契約書ごとに作成してください。

③ 支払い

契約業者等の請求に基づき、渡名喜村が直接契約業者等に支払います。
ただし、契約金額が条例で定める限度額を超えている場合は、その超えている金額については、候補者の負担になります。

なお、実際の支払いは口座振替により行いますので、請求書には、振込先銀行名、口座番号、口座名義人（ふりがなを忘れずに）等を正確に記入してください。

④費用の請求期限

投票日から15日以内。

～届出書類等の記載例（その1）～

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合

（レンタカー業者との契約）

（燃料販売業者との契約）

（運転手との契約）

	レンタカー	燃料	運転手
契約届出書	見本-1		
契約書	見本-2	見本-3	見本-4
確認申請書		見本-5	
使用証明書	見本-6	見本-7	見本-8
請求書	見本-9	見本-11	見本-13
請求内訳書	見本-10	見本-12	見本-14
確認書		見本-31	

～届出書類等の記載例（その2）～

選挙運動用ビラ作成契約

- ・ 契約届出書〈見本-15〉
- ・ 契約書〈見本-16〉
- ・ 確認申請書〈見本-17〉
- ・ 作成証明書〈見本-18〉
- ・ 請求書〈見本-19〉
- ・ 請求内訳書〈見本-20〉

～届出書類等の記載例（その3）～

選挙運動用ポスター作成契約

- ・契約届出書〈見本-21〉
- ・契約書〈見本-22〉
- ・確認申請書〈見本-23〉
- ・作成証明書〈見本-24〉
- ・請求書〈見本-25〉
- ・請求内訳書〈見本-26〉

～届出書類等の記載例（その4）～

・契約変更届出書〈見本-27、28、29〉

・委任状〈見本-30〉